

## 差別禁止法を求める当事者の声 アピール文

本日、私たち被差別当事者は勇気を振り絞り、自分たちのつらい体験や悲しい思い、そして心からの差別撤廃への願いを訴えました。

LGBTと呼ばれるセクシャルマイノリティ、アザやアルビノなど外見に特徴を持つ「見た目問題」当事者、ハンセン病回復者、HIV陽性者、水俣病被害者、在日外国人、アイヌ民族、部落出身者、自死遺族という被差別当事者がこうして一堂に会し、スクラムを組んで、理不尽な差別の現実を明らかにし、その早急な解決を訴えるのはおそらく初めてのことでしょう。この思いと願いが多くの方の皆さんに届くことを心より願っています。

差別の現実、過酷な人権侵害の実態は日本社会に紛れもなく存在します。しかしそれはなかなか可視化されません。なぜなら、被差別当事者がそれを訴えるということは、自らの社会的立場をカミングアウトし、より一層厳しい差別の視線にさらされる危険性が生じるからです。そうした中で、隠したり、あきらめたり、互いを慰めたりすることで堪え忍んできた仲間が多くいたことは確かです。しかし私たちはそれを乗り越えはじめました。

悪いのは私たちではありません。差別の原因は私たちの個性にあるのではなく、日本社会の在り方にあるのです。私たちはその変革を求めます。そしてその第一歩が、差別は社会的に許されないことであり、差別の禁止は社会のルールであることを明示した、差別禁止法の制定であると私たちは考えます。

日本も批准している国連の社会権規約、自由権規約は「人種、皮膚の色、性、言語、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等」の差別を禁じています。人種差別撤廃条約も「人種、皮膚の色、世系または民族的若しくは種族的出身」に基づく差別を禁止しています。それぞれの機関からの勧告も相次いで日本政府に出され、差別禁止法の制定をもとめる声は、国内外でかつてなく高まっています。

私たち被差別当事者はこれを機にさらにその連帯を強めます。

「Nothing about us, without us」、私たちの声を受け止めて下さい。

私たちは、「障害者差別解消法」の制定に励まされ、差別禁止法の制定を当事者の立場から訴えていきます。

多くの皆さんと反差別の一点でつながり、このプロセスを通して差別する人、差別される人という関係をつくりなおし、誰もが人として尊重され、安心して暮らすことのできる社会の実現をめざします。

2015年10月24日

「公開シンポジウム in 東京 差別禁止法を求める当事者の声」参加者一同